

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第4回(7月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和3年8月5日（木）午前10時より宇佐市役所本庁多目的ホールにおいて会長が第4回（7月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	6番 安部 仲雄 委員	7番 萩原 久邦 委員
8番 久保田 昭廣 委員	10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員
12番 河野 一雄 委員	13番 永岡 卓己 委員	14番 丹生 猛 委員
15番 塚崎 正和 委員	17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員
19番 阿部 善浩 委員		

欠席委員

5番 永松 徳章 委員 9番 安部 正博 委員

事務局

石川事務 局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係井上主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第26号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案 第27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第28号 非農地証明願について  
議案 第29号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案 第30号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について  
議案 第31号 農地等利用最適化推進施策等に関する意見(案)について

報告 第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

- 報告 第12号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について
- 報告 第13号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
- 報告 第14号 農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第4回7月の定例総会を開会いたします。

5番 永松徳章 委員、9番 安部正博 委員、より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 久保田 昭廣 委員、10番 川谷 正一 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の井上主事を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第25号3条許可申請は13件で、地区毎の内訳は、長洲地区 所有権移転1件、1筆、146㎡、宇佐地区 所有権移転3件、6筆、9,543㎡、駅川地区 所有権移転1件、34筆、22,531㎡、四日市地区 所有権移転4件、11筆、12,018㎡、安心院地区 所有権移転4件、16筆、17,048㎡、となっております。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

親から子への贈与による所有権移転です。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

5 ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

親から子への贈与による所有権移転です。

8 ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

10 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年8月2日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1、宇佐地区番号1から3について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年8月3日午前9時より、本

庁多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1と、四日市地区番号1から4について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年7月30日午前10時より、安心院支所視聴覚室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1から4について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第26号4条許可申請は1件で、地区毎の内訳は、長洲地

区1件、2筆、64㎡、宇佐地区2件、2筆、2,010㎡、安心院地区1件、1筆、1,586㎡となっています。

12ページをお開きください。

議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

進入路用地としての転用です。

宅地及び農地への進入路を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

14ページをお開きください。

宇佐地区です

番号1と2は同じ申請者で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

社宅等への転用です。

番号1は、昭和45年頃に社宅及び事務所と作業所を建築し利用しており、そのことを深く反省する旨の始末書が添付されています。番号2は、新たに社宅1棟129.54㎡を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

駐車場用地としての一時転用です。

申請人の経営する会社の建て替え工事のため、臨時駐車場を整備する計画で、利用期間は1年間の予定です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番　久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1、宇佐地区番号1と2について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できました。なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番　池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 　長 　よろしいですか。それでは採決いたします。



議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第27号 5条許可申請は3件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区、所有権移転1件、1筆、284㎡、駅川地区、所有権移転1件、1筆、459㎡、四日市地区、所有権移転1件、1筆、430㎡となっています。

16ページをお開きください。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

17ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅1棟66.1㎡を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、建築用資材置場として利用する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

19ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅1棟、112.78㎡を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、地区審議会の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第28号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第28号非農地証明願は、7件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区4件、4筆、2,029㎡、駅川地区1件、1筆、419㎡、四日市地区1件、1筆、324㎡、安心院地区1件、2筆、1,970㎡となっています。20ページをお開きください。  
議案第28号「非農地証明願について」  
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求めます。  
令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
21ページをお開きください。  
宇佐地区です。  
宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】  
平成2年11月5日付で農地法第4条許可済みのため非農地証明願を行うものです。  
宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】  
昭和53年6月2日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。  
宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】  
昭和40年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。  
宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】  
昭和41年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
22ページをお開きください。  
駅川地区です。  
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】  
平成5年5月31日付で農地法第5条許可済みのため非農地証

明願を行うものです。

23ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和50年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成13年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第28号「非農地証明願について」  
駅川地区番号1、四日市地区番号1について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。  
非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第28号「非農地証明願について」  
駅川地区番号1、四日市地区番号1について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第28号「非農地証明願について」

安心院地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第29号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 25ページをお開きください。

議案第29号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
26ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、27ページ以降のようになっております。

続きまして、36ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

**【集積計画は集計表 朗読】**

詳細につきましては、37ページ以降のようになっております。

続きまして、59ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

**【所有権移転朗読 詳細な説明】**

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認

できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第29号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第30号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 64ページをお開きください。

議案第30号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画

(案) について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
65ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、66ページ以降のようになっております。農用地利用集積計画(案)で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画(案)にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第30号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分



計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第31号「農地等利用最適化推進施策等に関する意見（案）」について、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 別綴じの議案31号をご覧ください。  
議案第31号「農地等利用最適化推進施策等に関する意見（案）」について。

農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善についての意見（案）について、委員会の承認を求める。併せて、国・県・市の農業振興施策に関する要望・政策提言（案）について、委員会の承認を求める。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

この件につきましては、昨年度より改正農業委員会法によりまして、農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルにより改善していくため、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないこととされおり、皆さんからご意見をいただきましてまとめたものです。（詳細説明「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」）その他にも・・・ご意見をいただきました。この項目でご承認いただければ提出いたしたいと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり推薦することに決定します。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第11号から第14号までを一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。  
84ページをお開き下さい。  
報告第11号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。  
令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は85ページからの7件がございました。  
地区別の内訳は、四日市地区 相続設定1件、3筆、6,933㎡、  
安心院地区 相続設定5件、103筆、61,434㎡、院内地区 相続  
設定1件、6筆、3,920㎡となっております。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認  
できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。  
96ページをお開き下さい。  
報告第12号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借  
の解約通知について」  
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による  
通知があったので、ここに報告する。  
令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は97ページからの18件がございました。地区毎の内訳  
は、長洲地区1件、4筆、4,710㎡、駅川地区5件、14筆、  
25,289㎡、四日市地区11件、18筆、35,180㎡、安心院地区1  
件、2筆、725㎡となっております。  
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含  
め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたし  
ました。  
104ページをお開きください。  
報告第13号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出につ

いて」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は105ページからの2件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区 1件、1筆、2,303㎡の内180㎡、四日市地区 1件、1筆、346㎡の内34.92㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

107ページをお開きください。

報告第14号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和3年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は108ページの駅川地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第11号から第14号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 よろしいですか。  
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 来月8月の令和3年度第5回定例総会は、9月6日月曜日、午前10時から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡を

くださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

午前11時5分閉会